

万が一のときの保障を備えながら、 将来に向けた資産形成や



03.3

万円UP

戻り率

132.1%

生涯保障

老後の生活に向けた準備をはじめませんか。

特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。



保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は 既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

選ぶ

将来、必要な保障にあわせて ご希望のコースを選択できます

介護

死亡

医療

年金

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、 介護保障にも備えられます。

無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、 健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、 または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に 該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

ご契約例

契約者•被保険者 男性30歳

基本保険金額 500万円

月払保険料 (個別/団体取扱)

8,940円

- 保険期間:終身
- 保険料払込期間:60歳払済
- 保障移行可能年齢:60歳 [各コースへ変更が可能になる年齢]
- 累計払込保険料:3,218,400円

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続(介護・死亡同額保障コース)した場合

約64.5

万円UP

戻り率

120.0%

60歳で解約した場合

60歳の契約応当日当日(*)の 解約払戻金

災害死亡保険金

既払込保険料 相当額×1:1

3,863,415_円

累計払込保険料 3,218,400円

(*)60歳の契約応当日前日までに

表示額より少なくなります。

解約した場合、解約払戻金額は

70歳で解約した場合

70歳の契約応当日前日の 解約払戻金

4.252,010_円

累計払込保険料 3.218.400円

介護保険金

死亡保険金

基本保険金額

500万円

既払込保険料 • 解約払戻金 介護保険金 死亡保険金 災害死亡保険金

(既払込保険料相当額)

保険料払込期間 30歳(契約年齢)

保険料払込期間中に解約した場合 解約払戻金額は既払込保険料を下回ります。

介護保険金 死亡保険金

将来のニーズにあわせて 健康状態に関わらず必要な保障を 選び備えることができます

60歳(保障移行可能年齢)

解約払戻金

そのまま継続する(介護・死亡同額保障コース)以外にも、 以下の5つのコースから選択可能

介護重点保障コース 死亡保障コース 医療保障コース 確定年金コース 終身年金コース

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

- ●介護保険金・死亡保険金・災害死亡保険金は、いずれか1回のお支払いとなります(いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します)。
- 災害死亡保険金は保険料払込期間中のみの保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません(死亡保険金をお支払いします)。
- ●介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。
- ●記載の保障内容(解約払戻金・戻り率等)は、ご契約時の年齢・保険金額・保険料払込期間・保障移行可能年齢および性別等により異なります。
- ●保険料払込期間中の解約払戻金額をアフラックの規定により計算した解約払戻金の70%(既払込保険料に対する割合ではありません)に設定して います。なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。
- ●戻り率は、戻り率=解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- ●解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。 ●保障内容および保険料などは、2024年6月2日現在のものです。

◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

- ●基本保険金額 500万円 保険料払込期間 60歳払済 月払保険料 保険期間
 - 終身 保障移行可能年齢
- 8.940円

60歳までの保障 ▶▶▶▶▶

60歳以降の保障(保障移行可能年齢:60歳)

そのまま 継続

介護

介護・死亡同額保障コース

そのまま一生涯の

「介護保障」「死亡保障」を継続できます。

60歳時に

58歳時に選択

死亡 コース変更

介護重点保障コース

一生涯の「介護保障」を

「介護・死亡同額保障コース」より手厚くできます。 (ただし、死亡保険金は解約払戻金と同額です)

60歳時に コース変更 58歳時に選択

60歳時に

コース変更

死亡保障コース

-生涯の「死亡保障」を

「介護・死亡同額保障コース」より手厚くできます。 (ただし、介護保障はありません)

介護保険金 死亡保険金

既払込保険料 相当額

災害 死亡保険金

既払込保険料 相当額×1.1

医療保障コース

一生涯の「医療保障」を備えることができます。

医療保障(*1)入院給付金日額5,000円の場合

疾病入院給付金・災害入院給付金 1日につき 5,000円 🛖 介護保険金・死亡保険金 1回につき 入院中の手術 **5**万円 手術給付金 | 外来による手術 1回につき 2.5万円 1回につき 20万円 重大手術 放射線治療給付金 1回につき **5**万円 1回につき **5**万円 先進医療一時金(*2) 10万円 健康祝金※5年ごとに1回(2回まで) 1回につき

介護•死亡保障

約357万円

(*1)被保険者が死亡された場合は、ご契約者に入院給付 金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

(*2)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認める医療技術 で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状 等)および実施する医療機関が限定されています。 また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実 施する医療機関は随時見直されます。

60歳以降 何歳でも コース変更可能

58歳時に選択

確定年金コース

生存している限り、5年間(または10年間) 「確定年金」を受け取ることができます。

か1 回限 60歳以降 75歳まで 何歳でも 選 コース変更可能択

終身年金コース

生存している限り、一生涯の「年金」を 受け取ることができます(*3)。

(*3)年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金の受取総額が累計払込保険料を下回ることがあります。

「医療保障コース」 おすすめポイント

ポイント①

告知なしでコース変更

す す

ħ

年金

健康状態に関わらず、一生涯の医療保障を持つことができます。

ポイント2

柔軟に保障額を設定

入院給付金日額は3,000円~20,000円の間で1,000円単位で 指定できます。※ご契約内容によっては指定できる金額の上限が異なります。

ポイント3

複数の保障で安心

介護・死亡保障を残しつつ、医療保障コースを選択できます。 ※移行後の介護・死亡保障の保障額が30万円以上の場合に限ります。

●コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」 「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で 定まるものではありません。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店>(アフラックは代理店制度を採用しています)

株式会社トータル保険サービス

〒104-0031東京都中央区京橋2-2-1京橋エドグラン23F 個人コンサルティング部 団体営業支援室 TEL 0120-307-024(平日9:00~16:00)FAX0120-057-018

資料請求はこちらから

https://forms.office.com/r/gnJnw5HtXi



詳しくは「契約概要」などをご確認ください。

<引受保険会社>



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL https://www.aflac.co.jp/

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について コールセンター **0120-5555-95**

月曜日~金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

@785352(00)

AFアツ課-2024-0154 3月22日